

相続が発生した！

相続発生後編_10 ー遺言執行②ー

2024.5.30

小川FP・行政書士事務所
あいちライフサイクルマナー
小川 佳宏

遺言執行

もし、お父さんが私を遺言執行者に指定してあったら、どうしよう。



貴女が自分でできると思えば、ご主人の想いを実現してあげればいいし、手に負えない場合は、例えば長男さんや外部の専門家にお願いしてみればどうかな。遺言執行者の復任権ってのがあって、従来はやむを得ない事由が必要だったけど、必要なくなって要件が緩和された感じよ。

復任権、何それ？



2019年7月1日以降に作成された遺言書では、遺言執行者に指名されていても必ずしも就任する義務はないので辞退して誰かにお願いすることができるの。毎日の家事とか仕事とか大変で手間も結構かかるからね。遺言執行者は。

あらそうなの。自分ができるとは思えないわ。私、段取りよくないし、もし父さんが私を遺言執行人に指定してたらどうしようかしら。まあ、いいけど、専門家に頼むから。



専門家に依頼したら当然報酬がかかるけど、相続財産から支払われることになるからその点は理解しておいてね。

遺言執行

まあ、それは仕方ないわね。時間と正確な事務を買うようなものだからね。



依頼するにしろ、第三者だから必要な書類をきちんと提出して、又は収集依頼して依頼内容や報酬を合意して契約書にした方がいいわよ。



了解。で、後、付け加えることは何かある？



遺言執行者が、民法の規定に従い、就任通知、遺言書の開示や財産目録の作成、遺言書や遺産分割協議書に従い相続手続をしてくれるので、受領書や承諾書などの授受を通してスケジュール通りに進捗しているか確認することも大事ね。だって、第三者に委任してももともとの遺言執行者の貴女に責任があるからね。



あらそうなの。やっぱり、遺言執行って難しそうね。



そうね。大概の人は経験がないので、報酬はかかるけど専門家を利用するのがお勧めよ。



本日、是非、知っていただきたいこと

- ✓ 民法改正で遺言執行者の権限が明確になり、就任通知、遺言の開示、財産目録の作成、相続財産の換金、名義変更、認知、廃除など大きな権限があります。復任権（誰かを指名する）も認められました。
- ✓ 遺言書作成⇒遺産分割協議⇒遺言執行と行政書士など同じ専門家に依頼することで、被相続人の想いを円満にスピーディーに実現することが可能になります。
- ✓ 各執行手続で誤解や後戻りがないように、遺言執行人と相続人の間で書類授受の受領証や引渡証などを交付することがよいでしょう。

相続への遺言執行者の就任の通知

改正民法には遺言執行者の就任を承諾した場合、相続人（受遺者は義務でない）に通知するように義務付けられています。目安としては1か月程度。遅れると解任や損害賠償請求もありえます。

民法第1007条

遺言執行者が就職を承諾したときは、直ちにその任務を行わなければならない。
遺言執行者は、その任務を開始したときは、**遅滞なく、遺言の内容を相続人に通知**しなければならない。

遺言執行者就任通知書

本 籍 愛知県〇〇市〇〇町〇〇番地

最後の住所 愛知県〇〇市〇〇町〇〇番地

遺言者 亡 〇〇〇〇

拝啓 時下、益々ご清栄のことと申し上げます。

この度、上記遺言者の〇〇公証人合同役場 令和〇年〇月〇〇号遺言公正証書において、私が同人の遺言執行者として指定されましたので、遺言執行者となることを承諾いたしました。

遺言執行者に就任したことにより、私は、遺言に定められた範囲内で、相続財産の管理と遺言執行に必要な一切の行為を行う権限を有することとなります。

それに伴い、相続人各位におかれましては、相続財産の処分その他遺言執行の妨げとなる行為を行うことができなくなりますので、ご了承ください。

今後、遺言執行にかかる相続財産目録を調製し、また遺言の内容に従って遺言の執行を行ってまいります。

遺言執行に関するご質問は、下記へお問い合わせください。

誠意をもって職務を行う所存ですので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

敬 具

遺言者〇〇〇〇 相続人各位

令和〇年〇月〇日

遺言執行者 〇〇〇〇

愛知県〇〇市〇〇町〇〇番地

TEL 〇〇〇〇〇〇〇〇 / FAX 〇〇〇〇〇〇〇〇

通常は遺言書を同時に添付
します。

遺言執行の第三者への委任

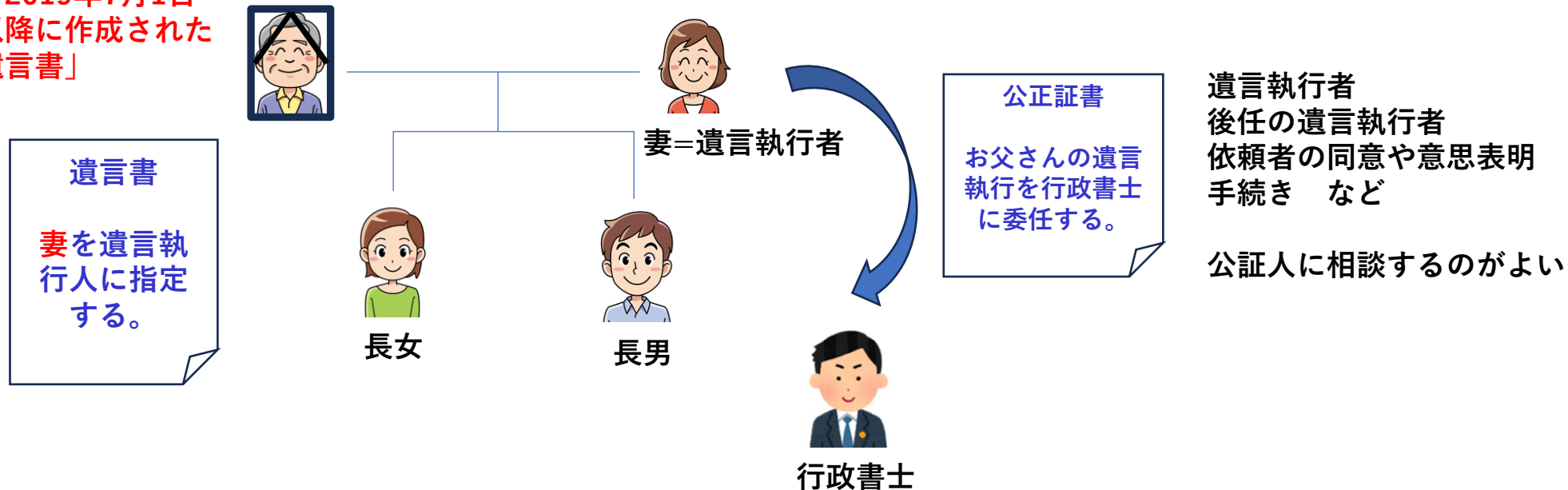
遺言執行を第三者に委任することもできますが、責任はもともとの遺言執行者が負います。
委任手続は公正証書ですることがよいでしょう。

民法第1016条

遺言執行者は、**自己の責任で第三者にその任務を行わせる**ことができる。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

2 前項本文の場合において、第三者に任務を行わせることについて**やむを得ない事由**があるときは、遺言執行者は、**相続人に対してその選任及び監督についての責任**のみを負う。

「2019年7月1日
以降に作成された
遺言書」



相続における遺言執行者の業務

行政書士の業務ではありませんが、専門家として個人の資格で請け負うことになります。
専門家が入って円満な遺産分割協議をすることがよいと言えます。

関係者からの事情聴取

- ・ **相続人への通知**のほかに、受遺者に通知して遺贈を受けるかどうかを確認します。遺言の内容に負債があればの調査も行います。

財産目録の作成

- ・ 遺言**執行の対象となる財産に限定**し評価額は記載しなくてよいでしょう。
- ・ 執行の対象財産は相続人に勝手に処分させないようにします。執行対象財産以外は相続人が処分ができます。
- ・ 財産目録は、**相続人資格者に交付**します。

遺留分侵害額請求に対して、

- ・ 遺言執行者は遺留分侵害額請求に対応する必要もなく、これを考慮せずに遺言を執行できます。
- ・ 遺留分侵害額請求は受遺者又は受益相続人との間で解決すればよいこと受遺者又は受益相続人との間で解決する問題です。
- ・ とはいえ、遺言書の内容と相違する遺産分割協議を相続人全員で合意した場合、遺言執行者はそれに基づき執行することがよいと考えます。**遺産分割協議、遺言執行を紛争なく終了させることも重要**です。

債務の弁済

- ・ **遺言で遺言執行者の権限として明記**されている場合、特に換価清算型のような場合には**弁済の権限があります**。

遺言執行人が実施する各種具体的な手続き

民法改正で、遺言執行者の権限がより明確になり遺言書の実現のため被相続人のための役割となりました。

名義変更手続、債務返済など遺産の分割執行

預貯金

預金払い戻し、口座明記変更、解約等

不動産

対抗要件を備えるため名義変更
(行政書士としてではなく個人の遺言執行者として)
現物分割、換価分割、代償分割



株式

売却、名義変更等

自動車

売却、名義変更、一時登録抹消等。

その他

自筆証書遺言の検認
貴金属処分換金し現金で分割
遺贈、寄付行為
債務の返済、貸金庫の解錠・取出分配
家庭裁判所に相続人の認知届け出、廃除申し立て
(これは遺言執行者でないとできない)
“遺言執行に必要な一切の行為” (民法1012条)

✓ 法定相続分を超えて相続財産を取得する場合は、できるだけ早く「**対抗要件の具備**」手続きをするとよいでしょう。

特に、不動産の登記をしておく必要があります。

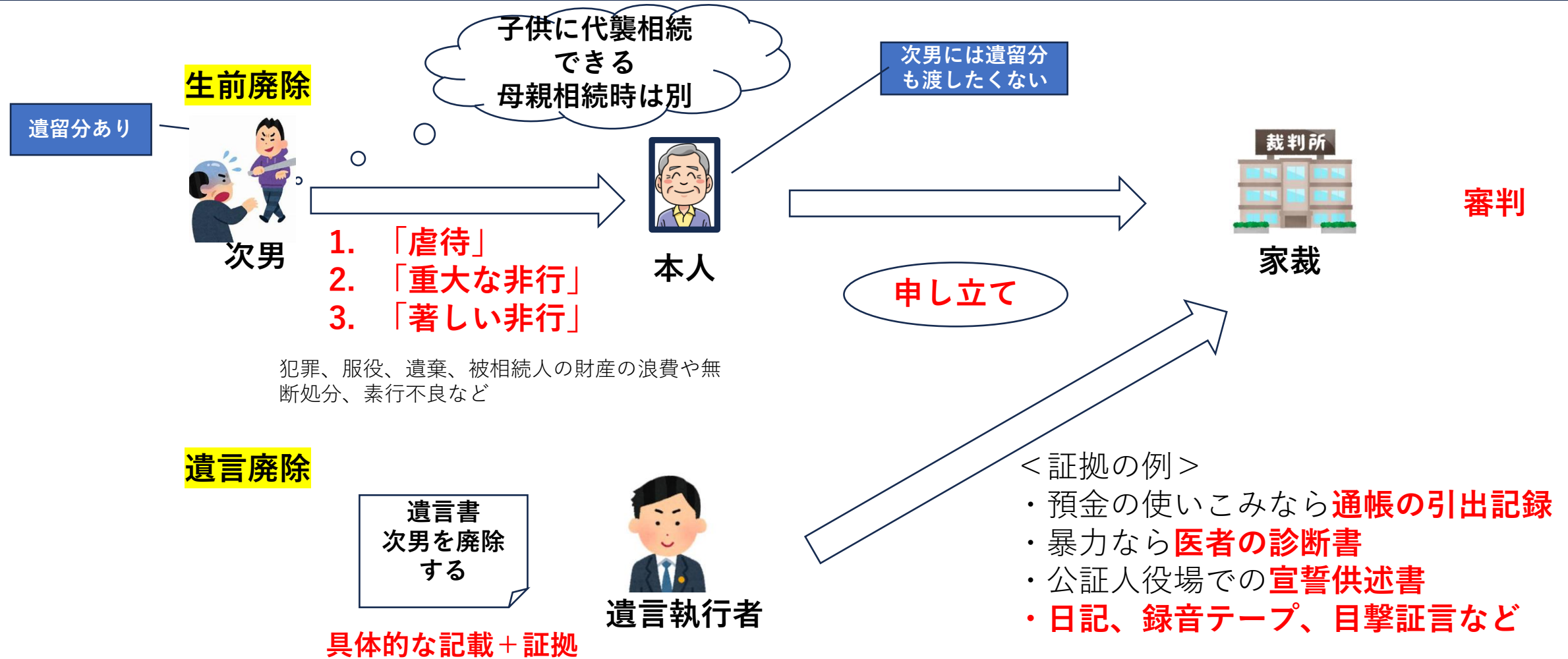
✓ 2019年7月1日以降に「**相続人に**不動産を) **相続**させる旨の遺言書は、**遺言執行者が相続登記の申請人になれる**ことになった。**以前に作成された遺言書では、遺言執行者は登記の申請人になれない。**

✓ 相続人の印鑑証明や戸籍謄本を集めなくても遺言執行者の戸籍謄本と印鑑証明書だけで手続きができる強力な権限を持つ。

✓ 不動産を**相続人以外**に「**遺贈**する」場合は、**受遺者と遺言執行者**の共同申請

相続人の廃除の手続

生前廃除は生前に被相続人が、遺言廃除は遺言執行者が家庭裁判所に請求します。



相続への遺言執行者の終了通知

相続財産の名義書き換えなどの手続が完了したら完了の通知を出します。

業務終了の報告

民法第645条 – 受任者による報告

受任者は、委任者の請求があるときは、いつでも委任事務の処理を報告し、委任が**終了した後は、遅滞なくその経過及び結果を報告**しなければならない。

民法第655条 – 委任の終了の対抗要件

委任の**終了**事由は、これを相手方に**通知**したとき、又は相手方がこれを知っていたときでなければ、これをもってその相手方に対抗することができない

終了通知文例

「私は、父・XXXXの令和○年○月○日付遺言公正証書に基づき、遺言執行者として任務を行ってきましたが、遺言執行事務が令和○年○月○日に**終了**しましたので、本書をもって通知をいたします。

尚、**遺言執行の経過と結果**は以下のとおりです。

1. 不動産

令和○年○月○日、下記不動産を、○○様に**所有権移転登記申請**をしました。

令和○年○月○日、下記不動産の**登記識別情報を○○様に交付**しました。

（不動産の表示を識別情報より特定）

2. 預貯金

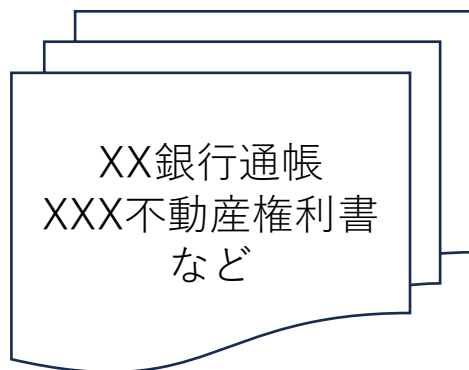
令和○年○月○日、○○銀行の預金を解約し、令和○年○月○日付遺言公正証書第○条に従って、各相続人の**指定口座に送金**しました。

相続への遺言執行者の執行プロセスで授受する書類例

各ステップで相続人と書類を授受してプロセスが後戻りや紛失がないようにします。

通帳や不動産登記情報など預かり保全

相続人⇒遺言執行人



遺言執行人⇒相続人へ



相続人から受領書と承諾書の受領

遺言執行人⇒相続人

遺言書、相続関係一覧図、相続財産目録

相続人⇒遺言執行人へ

受領証は、相続人が遺言書、相続関係一覧図、や相続財産目録を受け取った証

承諾書は、相続人が遺言内容に従うこと（遺言の通り財産を受け取る）の証

不動産の所有権移転登記

相続人⇒遺言執行人へ

引渡証・受領証は、名義変更が終了した各財産を引き渡す時に相続人が財産を受領した証

業務範囲 ～当事務所で取扱相談範囲について～

● 個人のお客様のご相談

◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします

◆ 任意後見・家族信託

移行型任意後見契約や家族信託の利用をご支援します

● 各種セミナー

◆ 世代別セミナー

◆ テーマ別セミナー